

令和6年1月作成

【相模原市ふるさと納税】

返礼品商品価格の設定について

相模原市 市長公室
ふるさと納税担当

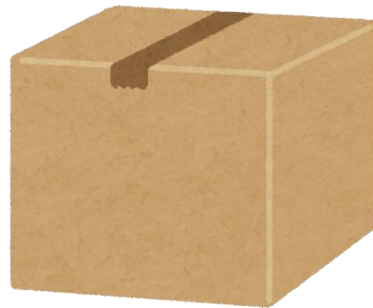
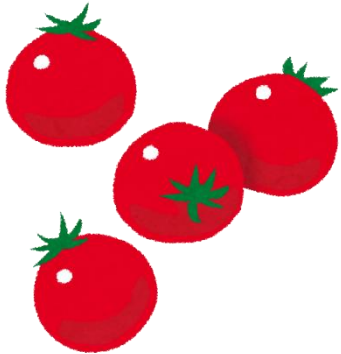


①返礼品商品価格とは

『返礼品の商品価格』については返礼品提供事業者様に設定していただき、設定していただいた商品価格から寄附金額を市が決定します。

返礼品の商品価格とは…

『商品代』 + 『梱包・パッケージ代』 + 『税』の合計



②寄附金額の設定

返礼品の商品価格が寄附金額の10分の3以下になるよう寄附金額を1,000円単位で市が設定します。



②寄附金額の設定

(例1) 商品価格4,000円の場合

商品価格4,000円  寄附額14,000円

*法律上、**返礼品商品価格は寄附金額の30%以下**と定めていますので、
この場合、寄附金額を14,000円と市が設定します。



②寄附金額の設定

(例2) 商品価格5,220円の場合

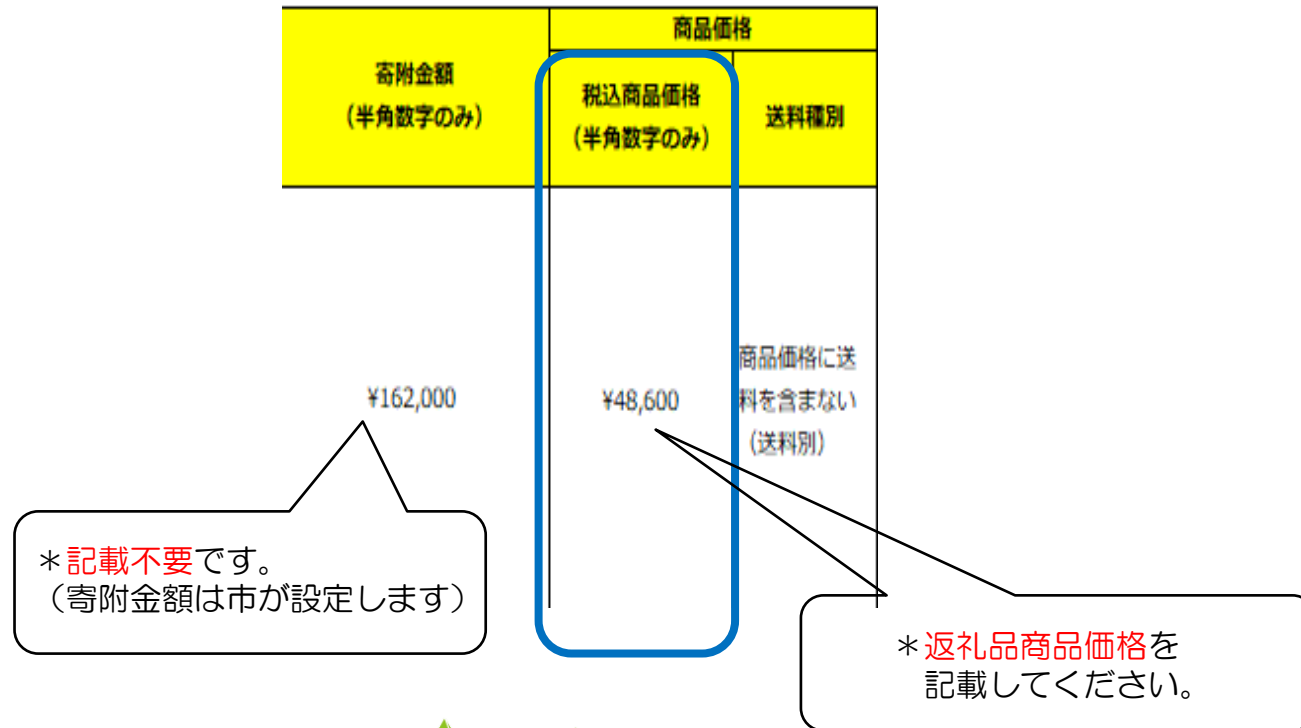
商品価格5,220円  寄附額18,000円

* 寄附金額が千円単位の返礼品に寄附が集まる傾向があるため、例2のような場合、寄附金額を18,000円と市が設定します。



③入稿シートに記載方法

(例) 商品価格48,600円の場合



お問合せ先

ご不明な点がございましたら以下までお問合せ下さい。

相模原市 市長公室 ふるさと納税担当

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

TEL：042-707-7045

FAX：042-753-7831

メール：kifu@city.sagamihara.kanagawa.jp

